

平成 24 年度
事業実績報告書



(あわび漁業の集荷風景)

平成 25 年 11 月

公益財団法人 岩手県漁業担い手育成基金

目 次

○ 漁業担い手育成基金の概要	1
1 組 織	2
2 平成 24 年度事業総括表	3
3 平成 24 年度事業実施状況	4
4 実施結果報告	8
3 (1) 研究グループ等活動事業	8
5 (1) 養殖漁業復興活動支援事業（特認）	15
5 漁業復興担い手確保支援事業・事務事業	16
6 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程	19
7 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則	21
8 養殖漁業復興活動支援事業実施要領	28

○ 漁業担い手育成基金の概要

1 目的

本基金は、漁業生産を担う漁業者の確保及び育成を図るため、漁業を志向する青年等の就業促進及び青少年等の漁業に対する理解の向上や青年等漁業者の漁業経営及び漁家生活等の改善向上を図るための自主的活動等に対して支援を行い、もって本県漁業・漁村の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

前記の目的を達成するため、次の事業を行います。

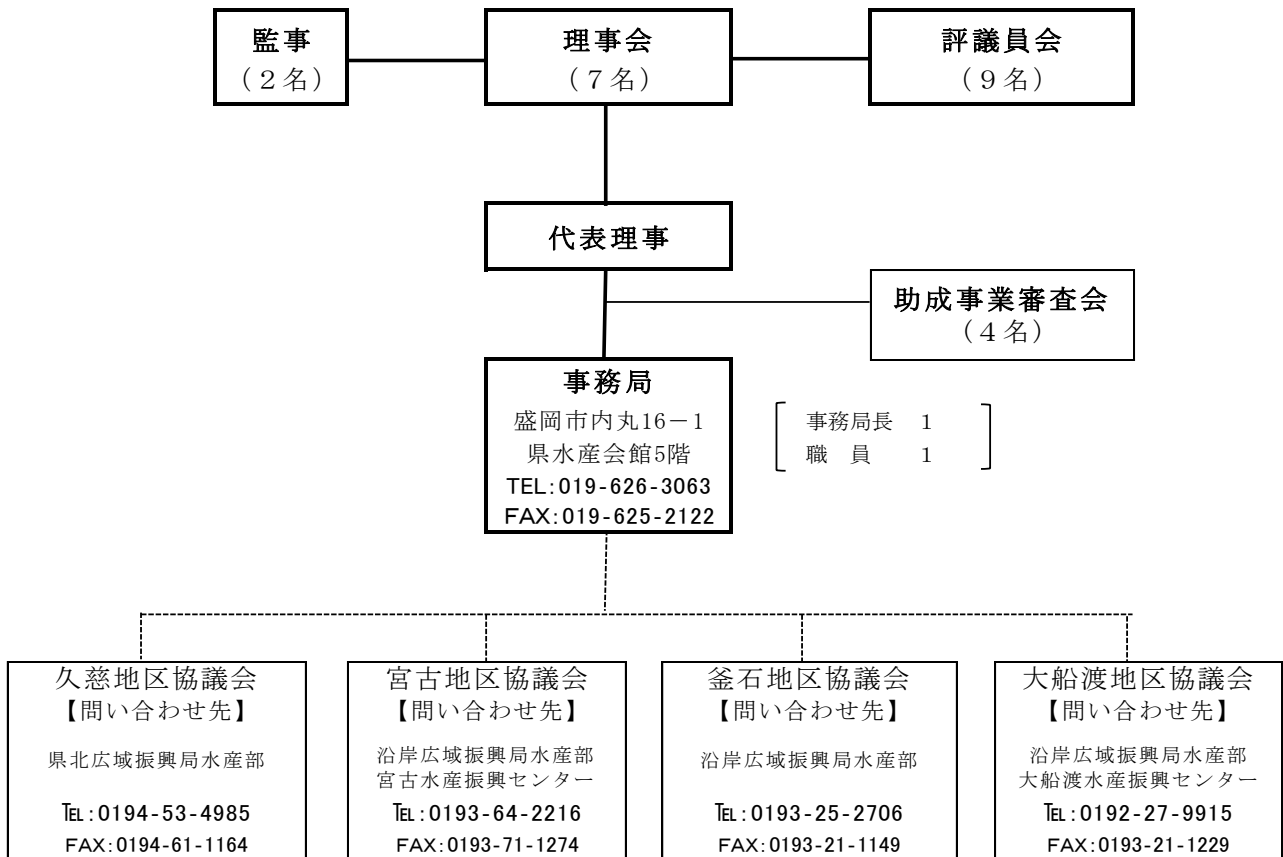
- (1) 漁業担い手の確保に関する支援事業
- (2) 新規漁業就業者等の育成に関する支援事業
- (3) 青年等漁業者の経営等の改善向上に関する組織活動支援事業
- (4) 地区における漁業担い手対策を総合的に推進するための協議会活動支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 基金の概要

- (1) 名 称 公益財団法人 岩手県漁業担い手育成基金
- (2) 設立年月日 平成3年10月1日（平成24年4月1日から公益法人に移行）
- (3) 所在地 盛岡市内丸16番1号（岩手県水産会館内）
- (4) 設立根拠法 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条
- (5) 代表者 岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長 大井誠治
- (6) 基本財産 510,000千円
- (7) 出捐状況

区 分	出捐総額(百万円)	比率(%)	摘 要
県	250	49	
市 町 村	75	15	沿岸12市町村
漁業団体	175	34	27漁協、連合会等
そ の 他	10	2	海づくり大会寄付金
計	510	100	

1 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金の組織



役員及び評議員 (H25.6.30現在)

役員

代表理事	大井誠治	県漁連会長
理事	寺島久明	県農林水産部技監
理事	藤島純悦	県漁業共済組合専務
理事	工藤大輔	県議会議員
理事	横山英信	岩手大学教授
理事	小野寺恵	メグミプランニング代表
理事	伊藤正明	県内水面漁連専務
監事	向井田敏宏	県町村会事務局長
監事	石川勝郎	県信漁連常勤監事

評議員

評議員	小林昭榮	県信漁連会長
評議員	西條里見	JF共水連岩手支店長
評議員	佐藤信逸	山田町長
評議員	田中仁	岩手県漁業士会長
評議員	尾前孝一	Jf漁青連副会長
評議員	熊谷節子	県漁協女性部連絡協議会副会長
評議員	吉田敏男	県産業教育振興会事務局長
評議員	五日市知香	パイロットフィッシュ代表
評議員	大森正明	元県農林水産部技監

2 平成 24 年度助成事業実績（総括表）

（単位：円）

事業区分	実施主体	件数	助成額	備考
1 漁業担い手確保対策事業	—	—	0	
2 漁業担い手育成対策事業				
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	漁業経営	1	200,000	研修生1名
小計		1	200,000	
3 青年等漁業者組織活動支援事業				
(1) 研究グループ等活動事業			562,360	
ア 研究実践活動	研究グループ	2	562,360	
小計		2	562,360	
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業	—	—	0	
5 特別対策事業				
(1) 養殖漁業復興活動支援事業（担い手確保対策）		13	11,599,900	
ア かき種苗確保支援	漁業協同組合	3	2,925,000	
イ ほや人工種苗生産支援	漁業協同組合・グループ	4	935,000	
ウ うに種苗放流支援	漁業協同組合	7	7,524,900	
エ こんぶ種苗購入支援	漁業協同組合	1	215,000	
(2) 漁業青年組織活動復旧促進事業（担い手確保対策）	漁業協同組合・グループ	8	681,240	
(3) 水産高校等連携育成事業（担い手確保対策）	県教育委員会	2	27,314,338	日本財団助成事業
小計		23	39,595,478	
合計		26	40,357,838	
5-(3)を除く合計		24	13,043,500	

3 平成 24 年度事業実施状況

ア 概況

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震によって巨大津波が来襲し、本県漁業は甚大な被害を蒙りました。

このため、本基金では、平成 23 年度事業においては、被災した漁業者の早期漁業再開による担い手の維持確保の重要性に鑑み、当初予定していた平時の助成事業を急遽中止し、県はじめ関係者との連携の下に地域漁業の再開に向けた取り組みに絞って事業を実施しました。

平成 24 年度事業の実施に当たっては、要望のある助成事業について実施するとともに、昨年に引き続き、養殖漁業復興活動支援事業実施要領に従い、国、県の支援が及ばないところの本県浅海養殖業の再開に必要な種苗確保等の活動に対して支援を行いました。

また、昨年に引き続き、国の三次補正で予算化された漁業復興担い手確保支援事業（研修制度）の活用に取り組み、青年等漁業者 251 人が研修生として就業するなど、漁業担い手の維持確保に努めました。

更に、日本財団の支援を受け、特認事業として水産高校等連携育成事業として宮古水産高校の加工実験室の整備を応援し、放射能測定装置、セラミカ熟成乾燥機、回転式蒸気釜、超低温冷凍機、低温冷凍機等の機器整備や新商品開発研究として加工品開発に要する原材料及び備品等購入に対する助成を実施するとともに、県教育委員会が震災で被災した共同実習船「翔洋」の代船として建造する共同実習船の設計委託費について日本財団の支援を受けて助成しました。

イ 事業実施状況

2 漁業担い手育成対策事業

(2) 新規漁業就業者技術研修事業

新規漁業就業を目指す研修生に対し、タラ延縄漁具製作、採介藻漁業等の基礎的技術の研修を行い地元定着を図れるよう自立設計を策定する一助になるよう助成しました。

地区	研修生	研修内容	研修場所	研修期間	協力機関	助成額 (円)
大船渡	1名(35歳)	タラ延縄漁具製作、採介藻の基礎的知識、技術習得	大船渡市 三陸町綾里	1～6月	漁協、普及指導員	200,000

3 青年漁業者組織活動事業

(1) 研究グループ等活動事業

① 研究実践活動

研究課題	実施団体	実施時期	事業費 (円)	助成額 (円)
マガキシングルシード導入試験	釜石漁協カキ研究会	5/24～2/7	317,350	300,000
夜型マボヤの採苗（養殖）試験	野田漁友会	11/20～3/13	262,360	262,360
計			579,710	562,360

5 特別対策事業（特認事業）

(1) 養殖漁業復興活動支援事業（漁業担い手確保対策事業・特認）

事業名	件数	事業内容	受益者数	事業費（円）	助成額（円）
カキ種苗確保	3	カキ種苗 15,662 連	630 台 68 名	9,727,400	2,925,000
ホヤ人工種苗生産	4	種苗糸 97 丸他	65 名	935,660	935,000
うに種苗放流	7	放流数 364.5 千個	1819 名	33,437,830	7,524,900
こんぶ種苗購入	1	促成種苗 3,230m	15 名	646,000	215,000
計				44,746,890	11,599,900



(カキ種苗)



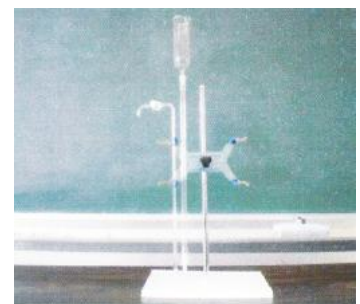
(ホヤ人工種苗)



(うに種苗)

(2) 漁業青年組織活動復旧促進事業（漁業担い手確保対策事業・特認）

件数	事業内容	受益者数	事業費（円）	助成額（円）
8	栄養塩測定器材、海洋観測器材購入	1,582 名	772,943	681,240



(3) 水産高校等連携育成事業（漁業担い手確保対策事業・特認）

1 製造実習施設整備

区分	設置場所等	実施期間	事業内容	事業費(円)	助成額(円)
食品実習機器整備	宮古水産高校食品実習室	H24.12.28 ～ H25.3.26	超低温冷凍機（-50℃） 1台 低温冷凍機（-20℃） 1台 ベクレル分析装置 1台 セラミカ熟成乾燥機 1台 回転式蒸気釜 2台	19,696,530	19,696,530
新商品開発研究	宮古水産高校	H24.11.1 ～ H25.3.22	加工品開発に要する原材料及び備品等購入	971,308	971,308
計				20,667,838	20,667,838



2 共同実習船建造

区分	実施期間	事業内容	事業費(円)	助成額(円)
設計委託費	H24.12.25 ～ H25.6.22	共同実習船を建造するため設計図書を作成する。 ・総トン数 170 t 型 ・船型 船首楼、船橋楼一層甲板船 ・船質 鋼製 ・定員 34 名 ・主機関 中速ディーゼル機関 1,400PS 可変ピッチプロペラ 委託先：(財)日本造船技術センター	6,646,500	6,646,500 (前払金)

(2) 漁業復興担い手確保支援事業・事務事業（漁業担い手対策推進事業）

本県漁業担い手の維持・確保を図るため、被災した若青年漁業者の技能向上・生活確保及び新規就業者の確保を内容とする漁業復興担い手確保支援事業（国の三次補正）について、事業主体である全国漁業就業者育成センターの委託を受けてコーディネーター2名を現地に配置し、研修生の確保に努めるとともに、精算事務の指導を行った。

ア 平成24年度新規計画

事業区分	受入機関数	研修生数	計画事業費（円）
1 技術習得支援事業 （研修支援 18.8 万円/月）	8	56 人	82,379,386
2 新規就業者〈漁家子弟〉確保支援事業 （研修支援 9.4 万円/月）	10	15 人	33,809,516
3 新規就業者（未経験者）確保支援事業	4	9 人	36,467,000
4 資格習得支援事業 （講習会等の受講料支援）	—	延べ 127 人	7,057,074
計	延べ 22	延べ 207 人	159,712,976



イ 精算事務指導

事業区分	研修生数	精算額（円）
1 技術習得支援事業 （研修支援 18.8 万円/月）	294 人	387,418,000
2 新規就業者〈漁家子弟〉確保支援事業 （研修支援 9.4 万円/月）	20 人	16,879,000
3 新規就業者（未経験者）確保支援事業	9 人	8,099,000
4 資格習得支援事業 （講習会等の受講料支援）	延べ 127 人	7,057,074
計	延べ 450 人	419,453,074

4 実施結果報告

3 (1) 研究グループ等活動事業

① 研究実践活動

課 題 名	マガキシングルシード養殖試験																																								
実 施 主 体	釜石湾漁業協同組合カキ養殖研究会	構成員数 (うち参加者数)	5名 (5名)																																						
総事業費	317,350円	うち基金助成額	300,000円																																						
事業の目的	本県沿岸では養殖事例の少ないマガキシングルシードについて、釜石地先に適した養殖方法を検討するとともに、養殖対象種としての特性を把握する。																																								
材料及び 方法 (又は実施 時期、場所、 参加者等)	<p><材料></p> <p>北海道厚岸町から無償提供され水産技術センターで中間育成したマガキシングルシード及び水産技術センターが生産するマガキ種苗(平均殻高 10~16mm、平均体重 0.20~0.64g)を使用した。</p> <p><方法></p> <p>(1) 収容密度の検討</p> <p>試験開始時(5/24)の1カゴ当りの収容密度を100個/カゴ、200個/カゴ、300個/カゴに調整し、カゴ5段を1連として養殖試験を行った。開始後は2~4ヵ月間隔で計測を実施するとともに、以下の設定のカゴ換え、分散作業を行った。</p>																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">試験区</th> <th>5月24日</th> <th>8月28日</th> <th>10月30日</th> <th>平成25年2月7日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">100個/カゴ</td> <td>収容密度</td> <td>100個</td> <td>50個</td> <td>50個</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>カゴ目合</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>5分</td> <td>7分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200個/カゴ</td> <td>収容密度</td> <td>200個</td> <td>100個</td> <td>50個</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>カゴ目合</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>5分</td> <td>7分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">300個/カゴ</td> <td>収容密度</td> <td>300個</td> <td>150個</td> <td>75個</td> <td>38個</td> </tr> <tr> <td>カゴ目合</td> <td>2分</td> <td>3分</td> <td>5分</td> <td>7分</td> </tr> </tbody> </table>			試験区		5月24日	8月28日	10月30日	平成25年2月7日	100個/カゴ	収容密度	100個	50個	50個	50個	カゴ目合	2分	3分	5分	7分	200個/カゴ	収容密度	200個	100個	50個	50個	カゴ目合	2分	3分	5分	7分	300個/カゴ	収容密度	300個	150個	75個	38個	カゴ目合	2分	3分	5分
試験区		5月24日	8月28日	10月30日	平成25年2月7日																																				
100個/カゴ	収容密度	100個	50個	50個	50個																																				
	カゴ目合	2分	3分	5分	7分																																				
200個/カゴ	収容密度	200個	100個	50個	50個																																				
	カゴ目合	2分	3分	5分	7分																																				
300個/カゴ	収容密度	300個	150個	75個	38個																																				
	カゴ目合	2分	3分	5分	7分																																				
																																									
写真1 試験開始時のシングルシード		写真2 カゴ5段を1連として収容																																							

(2) 養殖開始時期の検討

試験開始時の1カゴ当りの収容密度を200個/カゴに固定し、平成24年5月24日及び8月28日、平成25年2月7日にそれぞれ養殖を開始した。その後は、(1)と同様に2~4ヵ月の間隔での計測時に、カゴ換えと分散作業を行った。

試験区		5月24日	8月28日	10月30日	平成25年2月7日
5月開始	収容密度	200個	100個	50個	50個
	カゴ目合	2分	3分	5分	7分
8月開始	収容密度	—	200個	100個	50個
	カゴ目合	—	2分	3分	5分
2月開始	収容密度	—	—	—	200個
	カゴ目合	—	—	—	2分

材料及び方法
(又は実施時期、場所、参加者等)



写真3 カゴ換えのため漁場から回収した垂下連



写真4 カゴ換え・分散作業の様子

(3) 養殖カゴの検討

上記(1)~(2)の試験を丸カゴと多段式のカゴで実施し、最適なカゴの形状を比較する計画であったが、震災後の資材の不足により多段式カゴの納品が間に合わなかったため、本試験の実施は見送った。

(1) 収容密度の検討

平成25年2月7日の最終計測時には、平均殻高は100個/カゴ試験区が98.9mm、200個/カゴ試験区が78.1mm、300個/カゴ試験区が81.2mmであり、100個/カゴ試験区が高い値である一方、その他の試験区の値には大きな差は認められなかった。同じく平均体重については、100個/カゴ試験区が61.0g、200個/カゴ試験区が55.4g、300個/カゴ試験区が51.4gであり、低密度試験区ほど高い値となった。

これらの結果より、殻高10~20mm程度で養殖を開始する場合には、1カゴ当たり約100個を入れて養殖を開始することが最適であると考えられた。

活動内容
(結果及び考察)

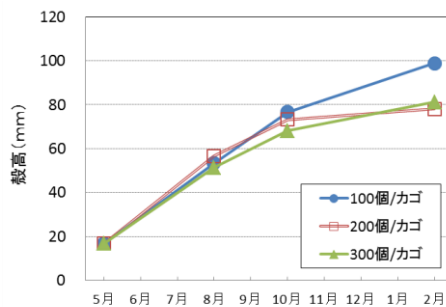


図1 収容密度別の平均殻高の推移

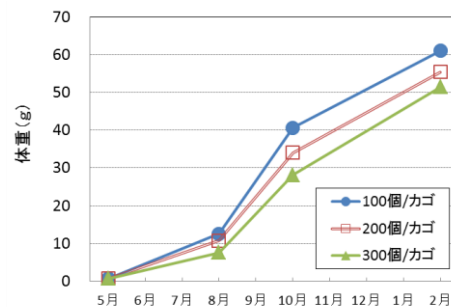


図2 収容密度別の平均体重の推移

(2) 養殖開始時期の検討

平成 25 年 2 月 7 日の最終計測時には、平均殻高は 5 月試験区が 78.1mm、8 月開始試験区が 49.3mm であり、夏季～秋季に著しく成長し冬季に成長が停滞するという共通した傾向が認められた。同じく平均体重については、5 月試験区が 55.4 g、8 月試験区が 15.7 g であり、同じ養殖期間で比較すると、5 月試験区の方が高い成長率を示す傾向が認められた。

今後は、2 月開始試験区の成長様式も併せて観察し、出荷適期からみた最適な養殖開始時期を継続して調査していく計画である。

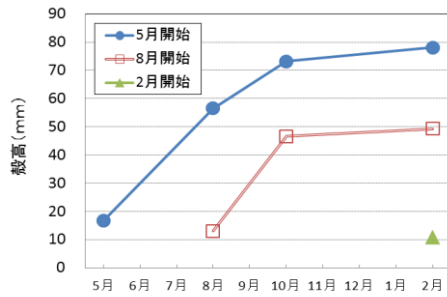


図3 養殖開始時期別の平均殻高の推移

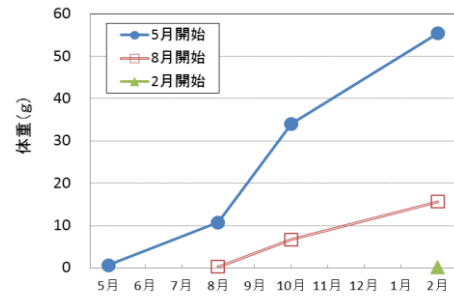


図4 養殖開始時期別の平均体重の推移

活動内容
(結果及び
考察)



写真5 計測の様子



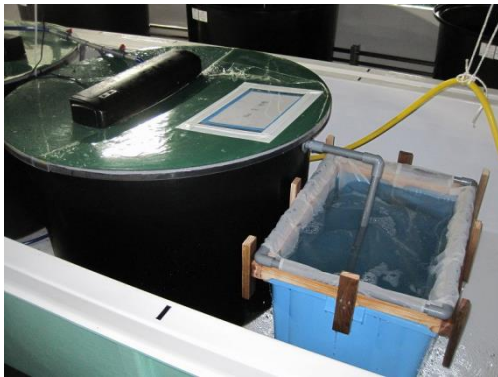

写真6 計測に供したシングルシード



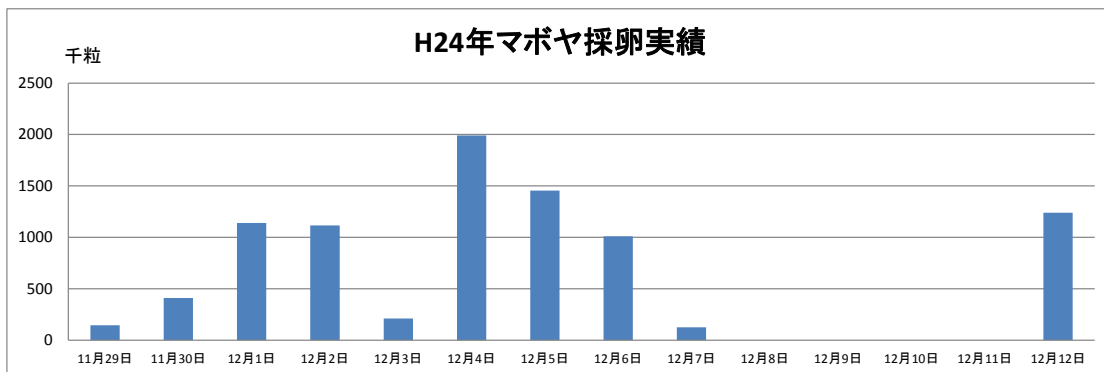
写真7 カゴ換え後のシングルシード



写真8 計測後、垂下連は再び漁場へ搬出

課 題 名	夜型マボヤ採苗試験		
実施主体	野田漁友会	構成員数 (うち参加者数)	6名 (6名)
総事業費	262,360円	うち基金助成額	262,360円
事業の目的	<p>【夜型マボヤ採苗試験】</p> <p>平成20年に当地区のマボヤが種内系群のうちの夜型であることが、岩手県水産技術センターの調査で判明した。また、同センターにより夜型の人工採苗技術が平成21年度に示され、当野田漁友会において平成22年度からその手法を用いた採苗を試みたところ、その効果は明確に現れなかった。このことから平成24年度においては同手法を再検証し、夜型マボヤの安定的な採苗方法及び保苗方法を検討する。</p>		
方法及び 活動内容 (結果及び 考察)	<p><方法></p> <p>場 所：岩手県栽培協会種市事業所（野田漁港施設が被災したため）</p> <p>実施期間：平成24年11月～平成24年12月</p> <p>内 容：タイマー付照明による昼夜逆転方法の検証</p> <p><採卵状況></p> <p>500Lパンライト水槽に親ホヤ48個を收容したものを2基設置し、自然産卵により放卵・放精され受精した卵を100μの目合いのミユラーガーゼで受けて回収した。</p> <p>回収は1昼夜おきとし、作業の関係から明期を0時から10時にセットしてお昼ごろに産卵が始まるように設定した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 受精卵回収装置</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 受精卵の回収</p> </div> </div> <p><結果></p> <p>11月29日から12月12日までの10日間（注1）に8,840千粒の受精卵を回収できた。</p> <p>（注1：12月8日から11日までの4日間は水温の低下により産卵が停止。ヒーター投入により12日に産卵が再開されるも、産卵量は低下した。）</p>		

方法及び
活動内容
(結果及び
考察)



今回は外気温の影響により急激な水温低下を招いたことから産卵不調をきたした。
今後はウォーターバスなどの準備を行い、急激な水温低下が無いような対策を講じていきたい。

<採苗>

塩ビ管 (VP25) で作成した採苗器 5 個にパームロープ (8 mm) を 300m 巻き込み、500L パンライト水槽にセットした。

500L パンライト水槽には受精卵を 2,810 千粒投入し、付着を確認した。

なお、受精卵の投入数は水産技術センター作成のマニュアルに則り、5 個/CC 程度になるように收容した。



写真 3 採苗器



写真 4 受精卵收容

<結果>

順調な付着を確認し、平成 25 年 1 月に野田湾において保苗中。





<p>事業の 目的</p>	<p>【密度管理方法の検討】 平成 23 年産種苗（栽培協会で試験採苗）を用いて巻き込み方法及び間引き方法の試験を行った。</p>
<p>方法及び 活動内容 (結果及び 考察)</p>	<p><方法> 場 所：野田湾 実施期間：平成 24 年 8 月 ～ 現在も養成中 内 容：種苗の密度にあわせた巻き込み間隔の変更</p> <p><活動内容> 平成 23 年産種苗は試験採苗だったこともあり、種苗の付着密度にばらつきがあったことから、本養成をするにあたり巻き込み間隔で密度調整を行った。 (写真 5～10 は 8 月の巻き込み時のもの)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 5 種糸巻き込み状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 6 ホヤ種苗</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真 7 養殖漁場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真 8 垂下状況</p> </div> </div>



写真 9 本養成ロープ投入



写真 10 本養成ロープ

平成 25 年 3 月 13 日に成長を確認するため計測を実施。

方法及び
活動内容
(結果及び
考察)



写真 11 本養成ロープ



写真 12 現在の状況

<結果>

種糸 10cm の付着個数は 58 個で、サイズは 1.6cm~2.9cm、平均重量は 2.6 g であった。間引き方法の検討について、当初は年度内に実施する予定であったが、高水温の影響等により思ったほど成長せず、間引きをするほどの高密度にはなっていなかった。

今後は成長状況をみて 4 月以降に間引きを実施する予定である。

5(1) 養殖漁業復興活動支援事業(漁業担い手確保対策事業・特認)

① かき種苗確保

単位:円

地区	実施主体	事業の内容	実施場所	実施時期	受益者数	事業費	助成額	摘要
大船渡	大船渡漁業協同組合赤崎支所	カキ種苗7,310連の搬入(10t車5台)	赤崎	11/1~3/26	207台37名	350,000	116,000	石巻市~大船渡市
	広田湾漁業協同組合	かき種苗7,452連購入・配布	広田、大野湾	11/1~3/22	86台17名	8,402,400	2,484,000	購入先:石巻、東松島
釜石	新おおつち漁業協同組合	かき種苗 900連購入・配布	大船湾	5/27~6/3	42台11名	975,000	325,000	購入先:石巻、東松島、塩釜
計					630台68名	9,727,400	2,925,000	

② ほや人工種苗生産

単位:円

地区	実施主体	事業の内容	実施場所	実施時期	受益者数	事業費	助成額	摘要
大船渡	大船渡漁業協同組合	採苗資材等(ノパーム9mm70丸)	細浦	11/1~3/18	35	399,000	399,000	
釜石	唐丹町漁協ほや養殖組合	採苗資材等(ノパーム6mm5丸、岩糸2丸他)	唐丹	11/9~2/28	10	100,275	100,000	
	大槌町漁協青年部	採苗資材等(ノパーム10mm18丸ほか)	吉里吉里	11/26~3/6	15	350,385	350,000	
宮古	宮古漁業協同組合	採苗資材等(シコロ9mm2丸、親ホヤ)	水産高校	12/10~2/12	5	86,000	86,000	
計					65	935,660	935,000	

③ うに種苗放流

単位:円

地区	実施主体	事業の内容	実施場所	実施時期	受益者数	事業費	対象経費	助成額	摘要
久慈	野田村漁業協同組合	増殖場へのウニ二移殖 5,650kg	長根、厚井浜	10/26、27	105	433,650	433,650	144,500	
	久慈市漁業協同組合	種苗放流108千個、増殖場ウニ二移殖41,405kg	久喜~桑畑1ヶ所	5/10~11/23	1,000	6,532,000	3,690,000	1,230,000	
	小子内浜漁業協同組合	増殖溝ウニ二移殖22,232kg	小子内浜	8/1~12/28	84	2,556,280	2,556,280	852,000	
	種市南漁業協同組合	種苗放流28,5千個、増殖溝ウニ二移殖44,505kg	宿戸、八木、有家、中野	5/22~11/26	278	9,155,500	6,006,000	2,002,000	
	戸類家漁業協同組合	種苗放流14千個、増殖溝ウニ二移殖11,220kg	戸類家	7/3~10/26	29	1,755,500	1,755,500	585,100	
	玉川浜漁業協同組合	種苗放流17千個、増殖溝ウニ二移殖6,220kg	玉川浜	6/28~9/23	28	634,000	634,000	211,300	
	種市漁業協同組合	種苗放流197千個、増殖溝ウニ二移殖81,410kg	鹿糠~角浜5ヶ所	6/5~10/27	295	12,371,000	7,500,000	2,500,000	
計		364.5千個、212.6t			1,819	33,437,930	22,575,430	7,524,900	

④ こんぶ種苗購入

単位:円

地区	実施主体	事業の内容	実施場所	実施時期	受益者数	事業費	助成額	摘要
宮古	田野畑村漁業協同組合	促成種苗購入・配布3,230m	田野畑	11/15~12/9	15	646,000	215,000	
計					15	646,000	215,000	

5 平成24年度漁業復興担い手確保支援事業・事務事業

①若青年漁業者の技術習得支援事業実績

番号	新規・継続	一次受入機関	研修生 (人)	研修期間	事業費(精算額)		
					一次受入計	二次受入計	計
1	継続・終了	越喜来漁業協同組合	7	H23.11.25～H24.5.2	140,000	5,593,000	5,733,000
2	継続・終了	田老町漁業協同組合	13	H24.2.1～H24.5.31	260,000	8,019,382	8,279,382
3	継続・終了	重茂漁業協同組合	1	H24.3.1～H24.4.30	20,000	405,233	425,233
4	継続・終了	重茂漁業協同組合	1	H24.2.1～H24.6.14	20,000	917,758	937,758
5	継続・終了	重茂漁業協同組合	1	H24.2.1～H24.6.30	20,000	975,214	995,214
6	継続・終了	重茂漁業協同組合	79	H24.2.1～H24.7.31	1,580,000	91,858,061	93,438,061
7	継続・終了	重茂漁業協同組合	70	H24.3.1～H24.8.31	1,400,000	81,492,930	81,304,930
8	継続・終了	広田湾漁業協同組合	4	H23.11.25～H24.3.1	80,000	3,239,596	3,319,596
9	継続・終了	田野畑村漁業協同組合	1	H24.3.1～H24.10.31	20,000	1,544,967	1,564,967
10	継続・終了	広田湾漁業協同組合	2	H23.11.25～H24.9.3	40,000	3,762,998	3,151,998
11	継続・終了	吉浜漁業協同組合	1	H23.12.1～H24.5.31	20,000	816,625	836,625
12	継続・終了	広田湾漁業協同組合	2	H23.11.25～H24.7.3	40,000	2,916,998	2,956,998
13	継続・終了	小本浜漁業協同組合	1	H24.3.25～H24.9.24	20,000	1,172,568	1,192,568
14	継続・終了	広田湾漁業協同組合	23	H24.3.1～H25.2.28	460,000	50,346,175	50,806,175
15	継続・終了	広田湾漁業協同組合	5	H24.3.1～H25.2.28	10,000	10,917,600	11,017,600
16	継続	広田湾漁業協同組合	2	H23.11.25～H25.11	40,000	5,266,998	5,306,998
17	継続	吉浜漁業協同組合	3	H23.12.1～H25.11.3	60,000	9,274,500	9,334,500
18	継続	吉浜漁業協同組合	3	H24.2.1～H26.1.31 H24.3.1～H26.2.26	60,000	7,842,549	7,902,549
19	継続	田野畑村漁業協同組合	3	H24.3.21～H25.7.31	60,000	7,757,920	7,817,920
20	継続	野田村漁業協同組合	16	H23.11.25～H25.11	320,000	32,912,732	33,232,732
21	新規・終了	重茂漁業協同組合	1	H24.5.1～H24.10.15	20,000	1,165,259	1,185,259
22	新規・終了	綾里漁業協同組合	5	H24.5.1～H24.10.31	100,000	5,949,545	6,049,545
23	新規・終了	広田湾漁業協同組合	1	H24.4.6～H24.10.5	20,000	1,165,677	1,185,677
24	新規・終了	越喜来漁業協同組合	3	H24.6.1～H24.11.30	60,000	2,807,259	2,867,259
25	新規・終了	三陸やまだ漁業協同組合	3	H24.6.15～H24.12.14	60,000	3,430,686	3,490,686
26	新規・終了	釜石東部漁業協同組合	21	H24.7.1～H24.12.31	420,000	24,432,308	24,852,308
27	新規・終了	田野畑村漁業協同組合	3	H24.8.1～H25.1.31	60,000	3,158,400	3,218,400
28	新規・終了	越喜来漁業協同組合	1	H24.8.1～H25.1.31	20,000	1,095,956	1,115,956
29	新規・終了	広田湾漁業協同組合	1	H24.9.1～H25.2.28	20,000	11,154,100	1,174,100
30	新規・継続	広田湾漁業協同組合	6	H24.8.1～H26.2.28 H25.2.1～H26.2.28	120,000	7,964,520	8,084,520
31	新規・継続	新おおつち漁業協同組合	11	H25.2.1～H25.7.31	220,000	4,419,028	4,639,028
計			294		5,790,000	393,776,542	387,417,542

②新規就業者(漁家子弟)確保支援事業実績

番号	新規・継続	一次受入機関	研修生 (人)	研修期間	事業費(精算額)		
					一次受入計	二次受入計	計
1	継続・終了	新おおつち漁業協同組合	1	H24.3.1～H24.6.30	20,000	390,119	410,119
2	継続・終了	重茂漁業協同組合	1	H24.2.1～H24.8.2	20,000	653,300	673,300
3	継続・終了	大船渡市漁業協同組合	1	H24.2.1～H24.9.30	20,000	779,825	799,825
4	継続	小本浜漁業協同組合	1	H24.3.2～H26.3.1	20,000	1,184,151	1,204,151
5	継続	種市南漁業協同組合	1	H23.11.25～H25.11.24	20,000	1,564,600	1,584,600
6	新規	広田湾漁業協同組合	2	H24.7.1～H26.6.30	40,000	1,705,208	1,745,208
7	新規	大船渡市漁業協同組合	2	H24.7.1～H26.6.30	40,000	1,752,690	1,792,690
8	新規	大船渡市漁業協同組合	1	H24.7.1～H26.6.30	20,000	875,610	895,610
9	新規	綾里漁業協同組合	1	H24.5.1～H26.4.30	20,000	925,454	945,454
10	新規	越喜来漁業協同組合	1	H24.12.1～H26.11.30	20,000	404,077	424,077
11	新規	吉浜漁業協同組合	1	H24.5.12～H26.5.11	20,000	902,921	922,921
12	新規	吉浜漁業協同組合	1	H24.8.1～H26.7.31	20,000	814,517	834,517
13	新規	新おおつち漁業協同組合	1	H24.11.1～H26.10.31	20,000	388,295	408,295
14	新規	新おおつち漁業協同組合	1	H25.2.1～H27.1.31	20,000	199,100	219,100
15	新規	三陸やまだ漁業協同組合	1	H24.8.1～H26.7.31	20,000	737,900	757,900
16	新規	小本浜漁業協同組合	1	H24.4.6～H26.3.31	20,000	1,011,494	1,031,494
17	新規	普代村漁業協同組合	1	H24.5.1～H26.4.30	20,000	1,034,000	1,054,000
18	新規	種市南漁業協同組合	1	H24.4.5～H26.4.6	20,000	1,155,700	1,175,700
計			20		400,000	16,478,961	16,878,961

③新規就業者(未経験者)確保支援事業実績

番号	新規・継続	一次受入機関	研修生 (人)	研修期間	事業費(精算額)		
					一次受入計	二次受入計	計
1	新規・終了	綾里漁業協同組合	1	H24.8.1~H24.9.29	20,000	237,446	257,446
2	新規・終了	広田湾漁業協同組合	1	H24.8.1~H25.2.16	20,000	720,245	740,245
3	新規・継続	広田湾漁業協同組合	1	H24.4.6~H26.4.5	20,000	1,484,119	1,504,119
4	新規・継続	広田湾漁業協同組合	1	H24.8.1~H26.7.31	20,000	906,788	926,788
5	新規・継続	綾里漁業協同組合	1	H24.8.1~H26.7.31	20,000	1,134,713	1,154,713
6	新規・継続	綾里漁業協同組合	1	H24.8.1~H26.7.31	20,000	893,900	913,900
7	新規・継続	越喜来漁業協同組合	1	H24.8.1~H26.7.31	20,000	887,486	907,486
8	新規・継続	越喜来漁業協同組合	1	H24.8.1~H26.7.31	20,000	917,051	937,051
9	新規・継続	三陸やまだ漁業協同組合	1	H24.9.1~H26.8.31	20,000	737,000	757,000
計			9		180,000	7,918,748	8,098,748

④ 資格等習得支援事業

番号	一次受入機関	講習会名	開催年月日	開催場所	受講者数	事業費 (精算額)
0	綾里漁協	二級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.5.12～13	大船渡市	3	316,380
1	広田湾漁協	フォークリフト運転技能講習	H24.6.12～15	陸前高田市 三陸技能講習センター	21	770,700
2	広田湾漁協	小型船舶操縦士免許取得講習	H24.7.7～18	大船渡市	6	434,760
3	大船渡市漁協	小型船舶操縦士免許取得講習	H24.7.7～18	大船渡市	6	512,310
4	小本浜漁協	フォークリフト運転技能講習会	H24.5.21～24	宮古市	1	141,125
		二級海上特殊無線技士要請課程講習会	H24.5.8～9	仙台市	1	
		玉掛け技能講習会	H24.7.2～4	宮古市	1	
		進級一級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.6.9	山田町	1	
		小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.8.27～29	宮古市	1	
5	広田湾漁協	小型クレーン・玉掛け	H24.9.11～18	陸前高田市 三陸技能講習センター	17	963,700
6	大船渡市漁協	"	"	"	2	122,800
7	越喜来漁協	二級小型船舶操縦士免許取得講習	H24.10.13～18	大船渡市	1	105,460
8	広田湾漁協	二級小型船舶操縦士免許取得講習	H24.10.13～18	大船渡市	1	105,460
9	吉浜漁協	小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.4.25～27	陸前高田市 三陸技能講習センター	2	373,310
		小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.7.11～13	大船渡市教育会館	1	
		フォークリフト技能講習	H24.5.8～11	大船渡市教育会館	4	
		玉掛け技能講習会	H24.6.5～7	大船渡市教育会館	2	
		二級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.9.8～9	大船渡市末崎ふるさとセンター	1	
10	三陸やまだ漁協	小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.8.27～30	宮古市 労働基準協会	3	251,050
		小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.9.4～7	釜石市職業訓練協会	1	
		進級二級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.10.2	海太郎・海遊学園	1	
		玉掛け技能講習会	H24.9.26～12	宮古市 労働基準協会	1	
		フォークリフト運転技能講習会	H24.10.9～12	宮古市 労働基準協会	2	
		進級一級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.10.26	海太郎・海遊学園	1	
11	大船渡市漁協	小型移動式クレーン運転技能講習会	H24.12.15～17	陸前高田市三陸技能講習センター	2	69,400
12	越喜来漁協	進級一級小型船舶操縦士免許取得講習会	H24.12.23～24	大船渡市末崎ふるさとセンター	1	32,430
13	大船渡市漁協	フォークリフト技能講習会	H25.1.6～9	陸前高田市三陸技能講習センター	1	36,700
14	広田湾漁協	フォークリフト技能講習会	H25.1.6～9	陸前高田市三陸技能講習センター	4	127,800
15	広田湾漁協	小型移動式クレーン運転技能講習会	H25.1.14～16	陸前高田市三陸技能講習センター	5	172,500
16	広田湾漁協	玉掛け技能講習会	H25.2.4～7	陸前高田市三陸技能講習センター	4	103,800
17	大船渡市漁協	玉掛け技能講習会	H25.2.4～7	陸前高田市三陸技能講習センター	2	53,400
18	田老町漁協	二級小型船舶操縦士免許取得講習	H25.1.17～22	宮古漁業磯鶏漁信センター	1	105,460
19	吉浜漁協	小型移動式クレーン運転技能講習	H25.3.4～6	陸前高田市三陸技能講習センター	2	69,400
20	吉浜漁協	フォークリフト技能講習	H25.2.26～3.1	大船渡 気仙教育会館	1	29,925
21	三陸やまだ漁協	二級小型船舶操縦士免許講習	H25.1.17～18	宮古磯鶏漁村センター	1	105,460
22	三陸やまだ漁協	進級一級小型船舶操縦士免許講習	H25.1.19～20	宮古磯鶏漁村センター	1	32,430
23	三陸やまだ漁協	フォークリフト技能講習	H25.1.22～25	釜石市職業訓練協会	1	29,925
24	広田湾漁協	二級小型船舶操縦士免許講習	H25.3.2～10	大船渡市猪川公民館	1	105,460
25	大船渡市漁協	小型移動式クレーン技能講習	H25.3.4～6	陸前高田市三陸技能講習センター	2	68,400
26	越喜来漁協	一級小型船舶操縦士免許取得講習	H25.2.3～27	大船渡市ふるさとセンター	1	126,550
27	唐丹町漁協	二級小型船舶操縦士免許取得講習	H25.3.2～10	大船渡市猪川公民館	9	948,140
28	綾里漁協	一級小型船舶操縦士免許取得講習	H25.3.4～27	大船渡市ふるさとセンター	1	126,550
29	綾里漁協	一級小型船舶操縦士免許取得講習	H25.3.2～10	大船渡市猪川公民館	1	126,550
30	釜石東部漁協	進級一級小型船舶操縦士免許取得講習会	H25.2.16～17	釜石市民交流センター	1	32,430
31	新おおつち漁協	進級一級、一級小型船舶操縦士免許講習	H25.2.9～25	釜石市民交流センター	3	285,530
32	越喜来漁協	中型自動車運転免許講習	H25.3.8～30	大船渡自動車学校	1	143,079
合計					127	7,028,374

6 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）の業務の実施について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営を図るものとする。

(業務運営の基本的事項)

第2条 基金は、業務の公共的重要性にかんがみ、県、市町村、漁業団体等との密接な連携のもとに、その業務を効果的に運営するものとする。

第2章 業務の種類及び業務の内容等

(事業の種類)

第3条 基金が行う事業は、次に掲げる青年等漁業者の確保育成対策に関する事業とする。

- (1) 漁業担い手確保対策事業
- (2) 漁業担い手育成対策事業
- (3) 青年等漁業者組織活動支援事業
- (4) 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業
- (5) 特別対策事業

(事業の目的、内容及び事業対象者)

第4条 前条に規定する事業の内容及び対象者は、別に定める公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（以下「業務細則」という。）に基づくものとする。ただし、前条の第1号から第3号の事業については、必要により基金においても実施できるものとする。

(助成の額)

第5条 第3条に規定する事業に対する助成額は、別に定める業務細則に基づくものとする。

(研修先及び研修期間等)

第6条 第3条に規定する事業の研修先及び研修期間等は、別に定める業務細則に基づくものとする。

第3章 事務手続き及び助成金の交付

第7条 第3条に規定する事業を実施し、助成金の交付を受けようとする者は、別に定める業務細則に基づく提出書類を期日までに代表理事に提出するものとする。

第4章 雑則

第8条 この業務規程の施行について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務方法書（平成 5 年 3 月 16 日制定）は廃止する。
- 3 この規程において従前から引き継がれる事業の助成の額は、第 5 条の規定にかかわらず、施行後の最初の年度に限り従前の例によるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。（第 3 条第 1 項第 3 号の事業名称の変更）

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（公益法人移行に伴う名称等の変更）

7 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則

(趣 旨)

第1条 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）の業務運営に関しては、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程第4条、第5条、第6条及び第7条の規定により、次のとおり定めるものとする。

(業務の内容)

第2条 基金が行う助成対象事業の内容は別表1のとおりとし、助成額（助成率）及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類等並びに重要変更の内容は別表2のとおりとする。

2 事業対象である「青年等漁業者」とは、概ね55歳以下（ただし、女性の場合にあっては特に制限を設けない。）の漁業者及び漁業を志向する者とし、「青年漁業者」とは、45歳以下とする。

3 対象事業は原則として一年度とする。ただし、別表3に掲げる事業については、その定めるところによる。

(助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2の定めるところにより地区漁業担い手育成推進協議会（以下「地区協議会」という。）を經由し、原則として、事業を着手しようとする日の30日前までに代表理事に申請しなければならない。ただし、県段階の組織は地区協議会の經由を要しない（以下同じ。）。

(助成金の決定)

第4条 代表理事は、提出のあった申請の内容を審査し、その適否を決定し地区協議会を經由して申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、助成事業の目的を達成するため、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更承認申請書)

第5条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、別表2に掲げる重要変更該当する事業変更を行おうとするときは、速やかにその定めるところにより事業変更承認申請書を、地区協議会を經由して代表理事に提出し承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第6条 助成事業者が、事業の遂行ができなくなったとき又は中止するときは、助成事業中止届を、地区協議会を經由して代表理事に提出し指示を受けるものとする。

(助成金の請求及び実績報告書)

第7条 助成事業者は、事業を完了した日から30日以内に、助成金請求書に実績報告書を添付し、地区協議会を經由して代表理事に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 8 条 助成金の交付は、原則として事業完了後に行う。ただし、やむをえない事情がある場合には、助成金の一部又は全部を前金払いで受けることができる。

(交付決定の取消)

第 9 条 代表理事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき又は第 4 条第 2 項に規定する助成金の決定に際し付した条件に違反したとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 業務規程等に違反したとき

(助成金の返還)

第 10 条 助成事業者は、第 9 条の規定により助成金の交付を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときには、それを返還しなければならない。

2 前項の規定は、第 5 条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合についても準用する。

(書類等の整備)

第 11 条 助成金の交付を受けた者は、その証拠書類、帳簿等を整理し、事業完了の翌年から 5 年間保管しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 従前の財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（平成 5 年 3 月 16 日制定）は廃止する。

附則

この細則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。（別表 1,2,3 の助成額及び事業名称等の変更）

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（公益法人移行に伴う名称等の変更）

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
1 漁業担い手確保対策事業			
(1) 小中学生漁業体験・学習事業	<p>1 目的 地域の小中学生を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業への理解と憧れを形成する。</p> <p>2 内容 漁業の体験及び学習等(水産物の加工含む。)に要する経費(材料費、保険料、移動経費等)の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青年等漁業者が組織する団体 ・漁業協同組合 ・青少年育成組織 ・水産高校等 	助成事業
(2) 水産高校等連携育成事業	<p>1 目的 水産高校等と連携して生徒の漁業に関する実践的な技術の向上を目的に行う現場実習等を支援し、漁業に対する理解と関心を高める。</p> <p>2 内容 (1) 生徒の現場実習経費の助成 (2) 技術者の学校での実践的指導経費の助成 (3) 漁業・加工技術等の共同研究等経費の助成 (4) 小中学校との連携に要する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者で構成する連携組織又は水産高校等 	助成事業
(3) 漁業志向青年等体験学習事業	<p>1 目的 漁業就業を志向する青年等を対象とした漁業体験・学習等を支援し、漁業就業意識を高める。</p> <p>2 内容 (1) 漁業の体験、現地見学会の開催等経費の助成 (2) 漁業就業に関する知識習得研修に係る経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会 ・漁業協同組合等 	助成事業
2 漁業担い手育成対策事業			
(1) 新規漁業就業者交流事業	<p>1 目的 新たに漁業に就業した青年等の漁業への取り組みを促進するため、情報交換等ネットワークづくりを進め、新規漁業就業者の早期定着化を図る。</p> <p>2 内容 新規漁業就業者(就業3年以内の者)の情報交換会を開催する経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区協議会 ・漁業協同組合等 	助成事業
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	<p>1 目的 新規漁業就業者(就業3年以内の者)が養殖業等自立経営を目指して、地元先達漁家において起業に必要な基礎的知識・技術を修得する場合に、受入経営体及び実践研修生に対して支援することにより、自立経営への円滑な移行を促進する。</p> <p>2 内容 (1) 受入経営体 地域において養殖業及び採介藻漁業を営む計画を有する新規漁業就業者の指導に要する経費(6月以上1年以内で25日以上指導)の助成 (2) 実践研修生 研修期間(6月以上1年以内)内に小型船舶操縦士免許を取得するための受講に要する経費(講習受講料) ただし、漁家子弟の場合にあっては親元での漁業従事を研修と看做することができる。</p>	<p>(1) 受入経営体(実践研修生と3等親内の者除く)</p> <p>(2) 実践研修生 次の要件を全て満たしていること ア 40歳未満の者 イ 6月以上研修を行う者 ウ 営漁する計画を有する者 ただし、漁家子弟にあってはイ、ウの条件は満たしているものと看做す。</p>	助成事業
(3) OJT研修支援事業	<p>1 目的 青年漁業者の国内先進漁家、企業体、市場等での研修又は課題解決能力向上のためのOJT研修を促進し、優れた青年漁業者の育成と地域漁業の中核者としての活動促進を図る。</p> <p>2 内容 (1) 国内先進漁家等技術研修受講経費の助成(1月以内) (2) 新規漁業就業者OJT研修経費の助成(3月以内)</p>	<p>(1) 青年漁業者、新規漁業就業者</p> <p>(2) 次の要件を全て満たす者 ア 県内において継続して5年間漁業に就業した青年漁業者 イ 研修終了後においても漁業に従事すると見込まれる者 ウ 研修計画を有する者</p>	助成事業

細則 別表1(第2条関係) 事業の目的、内容及び事業対象者

事業区分	事業目的・内容等	事業対象者	事業の種類
3 青年等漁業者組織活動支援事業			
(1) 研究グループ等活動事業	<p>1 目的 漁業経営や漁家生活等の発展向上を図るため研究開発及び研究実践活動又は経営改善研修及び各種資格取得研修の開催・受講に取り組む漁業青年等グループの自主的活動を支援し、漁業青年等の創造性と研究実践意欲の高揚及び漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 研究実践活動経費の助成 漁業生産技術の開発・導入試験、水産物の加工技術の開発研究、生産物の付加価値向上試験、漁業及び生活に関する研究実証、新産地育成・むらづくり活動等に要する経費(材料費等) (2) 研修活動経費の助成 漁業技術修得、経営改善、水産物加工技術修得、各種資格取得等の活動に要する経費(旅費、受講料、講師謝金、会場費等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青年等漁業者3人以上で構成されかつ漁業又は漁家生活等の研究活動を推進する目的で組織されているグループ(以下「青年等グループ」という。) 	助成事業
(2) 青年等交流活動促進事業	<p>1 目的 グループ活動の活性化や青年等漁業者の資質向上を図るため地区又は全県範囲で開催する情報交換会や活動実績発表大会及び青年等グループの都市・漁村間交流等の活動を支援し、意欲ある担い手の育成と漁村地域の活性化を図る。</p> <p>2 内容 (1) 情報交換会の開催及び都市・漁村間等交流に要する経費の助成(会場費、講師謝金・旅費、材料費、交通費等) (2) 地区活動実績発表大会開催経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 青年等グループ 	助成事業
(3) 地域リーダー研修事業	<p>1 目的 漁村地域リーダー相互の情報交換等を通じ地域リーダーとしての資質の向上を図るとともに、その自主的活動を促進する。</p> <p>2 内容 漁業生産、漁村、漁家生活等の環境づくり及び地域の担い手育成等漁村の活性化を推進するリーダーの育成を目的とした地区又は全県範囲の研修会等の開催に要する経費の助成(会場費、謝金・旅費、消耗品等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区又は全県範囲で主催する実施組織 	助成事業
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業			
(1) 地区協議会活動事業	<p>1 目的 漁業担い手対策を総合的に推進するため、大船渡、釜石、宮古、久慈の各地区に設置されている地区漁業担い手育成推進協議会に対し活動費等を交付し、地区の漁業担い手対策に資する。</p> <p>2 内容 地区協議会活動費の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会 	助成事業
5 特別対策事業			
(1) 特認事業	<p>漁業後継者及び漁業担い手を確保、育成するために理事長が特に実施する必要があると認める事業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区協議会等 	助成事業
(2) その他事業	<p>基金が自ら実施する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規漁業就業者等 	主催事業

細則 別表2 (第2条、第3条、第5条関係)

助成対象事業の助成額(助成率)及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類、重要変更の内容

事業名	助成額(助成率)	助成金申請		助成金請求		重要変更	
		助成金申請書 ・添付書類	様式	助成金請求書 ・添付書類	様式		
1 漁業担い手確保対策事業							
(1) 小中学生漁業体験・学習事業	1団体 5万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第1号 第2号 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第1号 第2号 任意	助成金額の20%を超える減	
(2) 水産高校等連携育成事業	1団体 100万円以内 【対象経費】 生徒指導に係る材料費、謝金、技術者派遣旅費、共同研究等・小中学校連携に係る材料費	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第3号 任意 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第3号 任意 任意	助成金額の20%を超える減	
(3) 漁業志向青年等体験学習事業	1事業 15万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第4号 第5号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第4号 第5号 任意	助成金額の20%を超える減	
2 漁業担い手育成事業							
(1) 新規漁業就業者交流事業	1事業 5万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第6号 第7号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第6号 第7号 任意	助成金額の20%を超える減	
(2) 新規漁業就業者技術研修事業	・受入経営体	1経営体 30万円以内/年額 (指導に要する経費)	①交付申請書 ②実施計画書 ③営漁プラン ④漁協推薦書	第8号 第9号 第10号 第11号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第8号 第9号 任意	助成金額の20%を超える減
	・実践研修生	10万円以内 (小型船舶操縦士免許講習受講経費)	①交付申請書	第12号	①交付請求書 ②実績報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第12号 任意	助成金額の20%を超える減
(3) OJT研修支援事業	・国内先進漁家等技術研修(1月以内)	1人 10万円以内 【対象経費】 研修機関等への納入額、交通費、教材費	①交付申請書 ②実施計画書 ③身上調書 ④漁協推薦書	第13号 第14号 第15号 第16号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第13号 第14号 任意	研修先の変更
	・新規漁業就業者OJT研修(3月以内)	1人 30万円以内 【対象経費】 研修指導者謝金、教材費	①交付申請書 ②実施計画書 ④身上調書 ⑤漁協推薦書	第17号 第18号 第15号 第16号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第17号 第18号 任意	助成金額の20%を超える減

細則 別表2 (第2条、第3条、第5条関係)

助成対象事業の助成額(助成率)及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類、重要変更の内容

事業名	助成額(助成率)	助成金申請		助成金請求		重要変更	
		助成金申請書 ・添付書類	様式	助成金請求書 ・添付書類	様式		
3 青年等漁業者組織活動支援事業							
(1) 研究グループ等活動事業	・研究実践活動	1課題 30万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第19号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号	研究課題及び研修先の変更 助成金額の20%を超える減
	・研修活動	1グループ 20万円以内		第20号		第19号	
	・資格取得活動	1グループ 20万円以内(1/2以内)		任意		第20号	
(2) 青年等交流活動促進事業	・情報交換、交流等活動	1事業 20万円以内	①交付申請書 ②実施計画書 ③事業主体規約(新規のみ)	第21号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号	助成金額の20%を超える減
	・地区活動実績発表大会	1事業 10万円以内		第22号		第21号	
(3) 地域リーダー研修事業		1事業 10万円以内	①交付申請書 ②実施計画書	第23号 第24号	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第23号 第24号 任意	助成金額の20%を超える減
4 地区漁業担い手対策推進協議会活動事業							
地区協議会活動事業	別途定める		①交付申請書 ②事業計画書(協議会の計画) ③規約	第25号 任意 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第25号 任意 任意	助成金額の20%を超える減
5 特別対策事業							
特認事業	別途定める		①交付申請書 ②実施計画書 ③規約	第26号 第27号 任意	①交付請求書 ②実績報告書 ③結果報告書 ④参考資料(領収書等)	第28号 第26号 第27号 任意	助成金額の20%を超える減

注:1 事業を複数年に渡って申請するに際し、その内容に変更がない場合は、翌年度以降の添付書類を省略することができる。

2 上記以外の手続きの様式は、次のとおり。

変更承認申請書 (第5条関係)	様式第 29 号
事業中止届 (第6条関係)	様式第 30 号
前金払い請求書 (第8条関係)	様式第 31 号
助成金交付決定通知書 (第4条関係)	様式第 32 号

細則 別表3(第2条関係) 事業実施期間

事業名	実施期間
1 漁業担い手確保対策事業	
水産高校等連携育成事業	平成23年度から平成27年度
2 漁業担い手育成事業	
新規漁業就業者技術研修事業	年度を跨ぐ場合は当年度と次年度
3 青年等漁業者組織活動支援事業	
研究グループ等活動事業	最長3年(1課題)

8 養殖漁業復興活動支援事業実施要領

1 趣旨

東日本大震災により、本県漁業は多くの人命や生産基盤を喪失するなどの壊滅的被害を受けたところであるが、被災した漁業者においては、あまりの被害の甚大さに漁業の再興を断念せざるをえない状況下にあることなどから、早急な漁業復興への取り組みが緊急を要する課題となっている。

このため、本県の主幹漁業となっている浅海養殖業（増殖溝でのウニ増殖含む。以下同じ）の再開に必要な種苗生産等活動に対し支援を行い、漁業担い手の維持・確保と養殖業の復興に資するものとする。

2 事業の内容

養殖漁業の再起への取り組みを促進し漁業担い手の維持確保に資するため、漁業協同組合等が、地域の養殖漁業の再開に必要な種苗を生産又は確保し、再起を目指す漁業者に供給する場合に要する経費に対して助成する。

(1) 助成対象者

漁業協同組合又は青年等漁業者で構成するグループ等

(2) 対象経費

ア ワカメ種苗生産

採苗器の作成に要する種苗糸（シュロ等）の購入経費

イ ホタテガイ種苗生産

採苗器の作成及び垂下に要する資材の購入経費（垂下施設の係留索を除く。）

ウ コンブ種苗の購入

人工種苗の購入経費（種代）

エ カキ種苗の仮垂下施設

養殖施設の本格復旧するまでの期間、種苗を垂下するのに必要な施設の仮復旧に要する経費

オ ホヤ種苗生産

天然及び人工採苗に要する資材等の購入に要する経費

カ ウニ種苗の購入

増殖溝等において増殖するのに要する種苗の購入経費（種代）

キ その他理事長が必要と認めるもの

(3) 助成額

ア ワカメ種苗生産 10/10 以内（予算の範囲以内）

イ ホタテガイ種苗生産 2/3 以内（予算の範囲以内）

ウ コンブ種苗の購入 1/9 以内（予算の範囲以内）

エ カキ種苗の仮垂下施設 1 台 3 万円以内（予算の範囲以内）

オ ホヤ種苗生産 2/3 以内（予算の範囲内）

カ ウニ種苗購入 1/9 以内（予算の範囲以内）

キ その他 別に定める

3 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により地区漁業担い手育成推進協議会を経由し、別に定める日までに理事長に申請するものとする。

4 助成金の決定

理事長は、提出のあった申請内容を審査し、その適否を決定し地区協議会を経由して申請者に通知するものとする。

5 助成金の交付

助成金の交付は、原則として事業完了後に行うものとする。ただし、やむをえない事情がある場合には、助成金の一部又は全部を前金払いとすることができるものとする。

6 その他

その他助成金の交付にかかる手続き及び条件等は、当基金業務規程及び同細則に基づくものとする。

附則

この要領は、平成23年5月16日から施行する。

この要領は、平成23年6月30日から施行する。（一部改正：対象経費コンブ、カキ、ウニの追加）

この要領は、平成23年9月15日から施行する。（一部改正：対象経費ホヤ、その他の追加）